

# スポーツ行政における国際交流・国際貢献

## — スポーツ庁の事業を手掛かりとして —

中村 祐司

### 1. スポーツ庁の発足と2020年東京五輪

2015年10月1日に発足したスポーツ庁は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下2020年東京五輪）の開催決定による産物である。スポーツ庁が目指すところは、スポーツ全般の振興やスポーツがもたらす果実としての市場の拡大・活性化や健康増進など、ソフト・ハード両面での公共財を生み出していくことであるから、2020年東京五輪の開催準備を主要事業として所管する官庁ではない。

しかし、それでも今後4年間はとくにメダル獲得につながる競技スポーツ力向上（メイン事業）を中心に支援官庁の役割を果たすであろうし、これに次いで、国内外へのPRなど五輪を盛り上げる様々な仕掛け（サブ事業）を打ち出していくであろう。2020年東京五輪開催決定の産物であるスポーツ庁は、少なくとも今後4年間はあらゆる事業が直接的か間接的かの違いはあっても、五輪に関わった形で、あるいは五輪を意識したものとなるに違いない。

そこで本稿では、スポーツ庁の国際交流や国際貢献に関わる事業に注目し、予算項目を糸口として、国はスポーツによる国際交流や国際貢献をどのように位置づけているのか、以下、今後の研究のための基盤の情報として有用な資料を提示し、若干の考察を行う。

### 2. スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラムの概要

スポーツ庁国際課の所管は、国際大会の招致、国際交流、ドーピング対策、スポーツを通

じた国際貢献、世界のスポーツ界への積極的関与（人材育成・派遣等）となっている（スポーツ庁HPの組織図）。

スポーツ庁の「平成28年度予算（案）主要事項」（10頁）によれば、「スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム」（12億2000万円）と「国際情報戦略強化事業（IF（国際競技連盟）役員倍增戦略）」（7000万円）が二本柱となっていて、二つとも前年度予算とほぼ同額である。

前者は「2014年から2020年までの7年間で、100か国、1000万人以上にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピックムーブメントを広げるための、日本政府のスポーツを通じた国際貢献策」（外務省HP）と定義され、かつ日本の「国際公約の一つ」と位置づけられている。

すなわち、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値をさらに高めようとする国際的な取り組みに貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進の強化支援を柱とする『スポーツ・フォー・トゥモロー』プログラムを推進するとともに、新たに、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを日本全国へ波及させるための取り組みやスポーツの記録と記憶を後世に残すためのアーカイブの在り方の検討を行う」というものである。

五輪招致戦略で掲げたスポーツ・フォー・トゥモロープログラム（SFT=Sport for Tomorrow）は国際交流、国際人材、国際的アンチドーピン

グの三つを推進するための、世界を対象とした極めて幅の広いグローバル事業であることがわかる。

### 3. SFT事業の事例

外務省のHP（報道発表「『スポーツ・フォー・トゥモロー』の実績」2015年8月6日現在）によれば、この時点での2014年1月から2015年3月までの実績について、支援対象校・地域数は151カ国、「裨益者数」は52万4065人に達したと報告している。

同省のHP（広報文化外交「『Sport for Tomorrow (SFT)』プログラム概要（主な実施例含む）」2015年4月1日現在）によれば、実施例として、①2014年1月の首相のアフリカ訪問時に、SFTの第一号として、コートジボワール柔道・武道連盟に対してNPO「柔道教育ソリダリティ」と協力して柔道着100着の供与及び柔道関係者の日本への招へいを決定し、首相からコートジボワール柔道・武道連盟に柔道着を手交したこと、同時期に在外公館主催で柔道大会「安倍杯」を実施したこと、②国際協力事業団（JICA）が2011年度からエルサルバドルに派遣した卓球ボランティアの活動と連携する形で、草の根文化無償資金協力によりエルサルバドル卓球連盟本部施設の器材整備支援を2014年1月に決定したこと、③ラオスにおいて日本サッカー協会（JFA）との協力により、2014年1月から2015年1月まで、JFA公認のサッカー指導者をラオス・サッカー協会に派遣したこと、が挙げられる。

さらに、④2014年3月に、JFAが実施したアジア、大洋州及び中東の10か国の女性指導者を日本に招いた「女子インターナショナル・コーチング・コース」に対し、国際交流基金を通じて支援を行ったこと、⑤その他として、タジキスタンにおいて、2014年1月18日に在タジキスタン日本大使館及びタジキスタン国家

青少年・スポーツ・観光委員会、タジキスタン柔道連盟、タジキスタン極真空手連盟、タジキスタン相撲連盟、タジキスタン空手道連盟、タジキスタンフルコンタクト空手連盟との共催により、「タジキスタン日本武道紹介事業」を実施したこと、また、カンボジアにおいて、2014年2月22日に在カンボジア日本大使館及びカンボジア日本人材開発センターとの共催により、日本の伝統武道デモンストレーションを実施したこと、が報告されている。

2013年9月の2020年東京五輪開催決定を受けて、スポーツを通じた国際交流・国際貢献事業に外務省がいち早く動いたことがわかる。

「100カ国」はともかく、「1000万人以上」は招致運動の段階では実現可能性を検討したというよりは、国数との語呂合わせで提示したのではないかと思われる。開催決定後に外務省はいち早く「国際公約」に動き出したのである。

2014年8月に設立されたSFTコンソーシアムの会員数は122団体である（15年12月25日現在）。国の予算でJSCなどに委託する事業だけでは国際公約に満たないため、会員団体が自主的に行うスポーツ国際貢献事業の申請も受け付け、審査を通ればSFT事業と認定しているという（2016年1月10日付毎日新聞朝刊「『障害』理解へ国際貢献」）。

### 4. SFT事業の特徴

外務省のHP（「Sport for Tomorrow プログラム」）によれば、既に2014年8月に「官民連携」の「オールジャパン」でコンソーシアムが設立され、運営委員会の構成組織は文科省、外務省、JICA、国際交流基金、日本スポーツ振興センター（JSC）、日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）、日本アンチドーピング機構（JADA）、筑波大学、2020年大会組織委員会となっている（事務局はJSC）。これには外務省所管の六つのプ

プログラムと文科省所管の三つのプログラムがある。

外務省の場合、①スポーツ関連施設の整備、器材供与（一般／草の根文化無償資金協力）、②スポーツ指導者・選手の派遣・招へい（JICA ボランティア派遣、スポーツ外交推進事業）等、③スポーツ分野での技術協力（JICA 技術協力）、④スポーツ分野での日本文化紹介・人材育成支援（国際交流基金事業）、⑤スポーツ分野での日本文化紹介（在外公館文化事業）、⑥スポーツ振興の前提となる途上国の青少年の育成を草の根レベルで支援（教育施設整備案件）、の六つである。

文科省の場合、①学校体育カリキュラム策定支援、②スポーツ教育を行う大学院修士課程や短期プログラムへの留学生の受け入れ、③アンチ・ドーピングが遅れている国への教育・研修パッケージの開発・導入支援等、の三つである。

スポーツ庁が設置されたことで、これら合計九つのプログラムをスポーツ庁が所管し、民間団体等への委託によって実施を開始していることがわかる。ただし、先述の「平成 28 年度予算（案）主要事項」（17 頁）によれば、SFT 事業に「等」が付随しており、①国際アンチ・ドーピング強化支援事業、②オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業、③学校でのオリンピック・パラリンピック理解促進事業、④スポーツ・デジタル・アーカイブ構想調査研究事業、の国内向け四事業が掲げられている。

したがって、SFT 事業の特徴として、第 1 にスポーツ庁が設置されたことで、外務省と文科省が別々に実施を開始した事業が、2015 年 10 月を境にスポーツ庁に統合されたこと、第 2 に SFT 事業には国外向けと同時に国内向けの事業が組み込まれるようになったことが指摘できる。

## 5. 国際情報戦略強化事業（IF 役員倍增戦略）の概要

スポーツを通じた国際交流・国際貢献のもう一つの柱である「IF 役員倍增戦略」について見てみよう。

スポーツ庁は、「スポーツ国際戦略を検討する上で必要となる国際機関、各国の政策情報等を収集・分析する機能を強化し、スポーツ団体と連携して国際スポーツ団体の動向や競技の普及・強化に関する情報を収集・分析する。また官民合同の『スポーツ国際戦略会議』を設置し、IF 役員等の選挙や新たな国際競技大会の招致をオールジャパンで支援する。さらに、IF 役員ポスト獲得や国際競技大会招致に必要な選挙活動や国際的な人材の養成を支援する」（前掲「平成 28 年度予算（案）主要事項」10 頁）と説明する。

国際競技大会の招致も実施項目の一つであるが、IF 役員の「ポスト獲得」こそが主なねらいであると見受けられる。IF における発言力の獲得・拡大を「役員倍增」によって達成しようとするのである。

これには、① IF 役員ポスト獲得支援、② 若手人材の育成支援、の二つがある。前者について、「国際交渉能力の高い外部人材やアスリート等を積極的に登用し、在外公館等と連携した IF 等の役員選挙活動を支援」と説明される。国際スポーツ団体における「日本人役員の増加」により、当該団体における「政策決定への影響力向上（ルール改正、開催地選定等）」を図るといふ。

後者については、「NF（国内競技連盟）等の国際能力が高く意欲ある若手人材を、スポーツ国際機関に派遣し、国際スポーツ界の中核的存在となる人材の育成支援」を行うと説明される。「国際組織における政策決定実務経験」と「国際組織・大会運営の実務経験」を積ませることで、「将来の IF 役員候補」を養成し、「NF のグロー

バル化]を達成するという(いずれも同18頁)。

そして、上記二つの事業の目的は、2020年東京五輪に向けた国際競技力の向上にあると結論付ける。

## 6. IF役員倍増戦略の特徴

文科省の「平成26年行政事業レビュー」(当時の担当課はスポーツ・青少年局競技スポーツ課)によれば、「2020年までに支援対象NFのうち、IF役員のポストを獲得したNFの割合」を100%とし、2015年度活動見込の支援競技団体対象数を「IF役員ポスト獲得支援」の場合は10団体、「若手人材の育成支援」の場合は5団体に設定した。前者のコストは10団体で1億1760万円、1団体当たり1176万円、後者のコストは5団体で6270万円、1団体当たり1250万円(いずれも数万円以下四捨五入)となっている。IF役員倍増戦略もSFTと同様に民間委託によって事業が実施される。

特徴的なのは、第1に、支援対象とした団体には100%のIF役員ポストの獲得を設定している点である。努力目標というよりは成果目標を色濃く打ち出している。第2に、対象IF役員ポストの獲得については「短期的観点」で、若手人材の育成支援については「中長期的観点」で区分けしている点である。とくに後者については、「IF役員を目指す人材の養成を実施していく」(同)と明記し、あくまでも2020年度までの「IF役員ポスト」の獲得を優先している。

メディアの報道によれば、「国際大会で選手が成果を出すには、その競技のルール改正などをいち早く察知し、有利な状況を作り出す『政治力』が不可欠」(2015年5月26日付朝日新聞デジタル「スポーツ界の国際役員を倍増せよ

東京五輪向け国も支援」)であるにもかかわらず、五輪35競技のIF役員約650人のうち、日本人は17競技18人(同)にとどまっている

という。

IF役員ポストの獲得が2020年東京五輪のメダル獲得という成果に直結するという発想の下で、スポーツ庁は今後、単純計算すれば18人から36人にIF役員の倍増を図っていくであろう。

## 7. 国家戦略としての集約と絞り込み

以上のように本稿では、スポーツ行政における国際交流・国際貢献に関わるスポーツ庁(設置以前は外務省や文科省)の事業に注目し、具体的にはSFT事業とIF役員倍増戦略の二つを取り上げた。SFT事業については、五輪開催決定時の国際公約と位置づけられ、2014年1月から当初は外務省が主導する形で進められてきたことが明らかとなった。スポーツ庁設置後はこれに加えて、国内向けの諸事業も一体的に実施されつつあり、SFT事業は国内外のオリンピックムーブメントを下支えするような事業と捉えることができる。

IF役員倍増戦略については、SFTにおける理念や理想の普及や実現といった趣旨とは対照的に、2020年東京五輪でのメダル獲得戦略に含まれ、「有利な状況を作り出す」ことが競技力強化につながると位置づけられていることが明らかになった。

これまでもスポーツを通じた国際交流・国際貢献は、2020年東京五輪の開催決定によって急遽実施されたものではなく、たとえ小規模であっても関係省庁によっていわば分散された形で世界各地で展開されてきた。その意味ではSFTが掲げられたことで、これまでの外務省事業がスポーツ庁事業に取り込まれ包摂されたことになる。言い換えれば、国際スポーツ行政の集約化がなされたのである。スポーツ庁を構成する職員に外務省職員経験者がいることから、スタッフとしての担い手はスポーツ庁設置以前と変わらないのではないかという指摘も予

想される。しかし、省庁の縦割りの弊害とその解消の難しさが批判され続けてきた中で、スポーツ政策領域において複数省庁の融合力が発揮される余地が生じたという意味で、スポーツ庁にこの種の事業が集約されたことの意義は大きいと思われる。

IF 役員倍増戦略については、確かに NF をめぐるガバナンス問題を省みるならば、国の問題意識もわからなくはない。しかし、国策として IF 役員のポスト獲得を掲げるのは、とくにスポーツ団体自治の面において、過大な関与あるいは過剰な介入と批判されてもやむを得ないのではないだろうか。国の強力な支援が IF の運営（とくに人事）に及ぶことは、IF の自治を侵すことにつながる。

確かに FIFA（国際サッカー連盟）のような巨額な資金力や組織力を有する国際スポーツ団体の不祥事は、単なるスポーツ界の動揺に止まらないところの政治や社会に対する負の影響がある。それに対する政府や司法の側からの歯止めは不可欠であろう。しかし、国際スポーツ団体において決定権を有する人事組織に、間接的であれ首を突っ込むような行為に果たして国家としての正当性はあるのだろうか。これが行き過ぎれば国際スポーツ団体、とくに当該国においてメダル獲得が有望なスポーツ団体が国家権力の草刈り場になってしまう懸念がある。スポーツ団体のマネジメントを国家間競合の場としてはいけない。

このように SFT 事業と IF 役員倍増戦略とは、政策戦略における成果、性質、影響力の点で大きく異なる。しかし、両者に共通しているのは、いずれもが 2020 年東京五輪開催の産物であるという点である。これを正の遺産とするか負の遺産とするかの分岐点は、「する、見る、支える」スポーツにおける関係者や関心者が 2020 年東京五輪を我が事として捉え、どのような形であれ関わり続けることにあるのでは

ないだろうか。